

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和5年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②事務の概要	春日部市は、春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第98号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 受給資格及び医療費助成額の認定、審査、決定を行う事務
③システムの名称	1. 医療助成(ひとり親)システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子父子ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条2項 2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条9号 2. 番号利用条例第4条第2項 別表第2の7の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-739-6844
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-739-6844

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月8日	I-4-①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成31年2月8日	I-4-②法令上の根拠		1. 番号法第19条8号 2. 番号利用条例第4条第2項 別表第2の8の項	事後	
平成31年2月8日	I-5-①部署	福祉部 子育て支援課	こども未来部 こども政策課	事後	
平成31年2月8日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長 神谷 司	こども政策課長	事後	
平成31年2月8日	I-7 請求先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年2月8日	I-7 連絡先	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	
平成31年2月8日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	平成31年2月8日 時点	事後	
平成31年2月8日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月18日 時点	平成31年2月8日 時点	事後	
令和3年5月28日	I-1 システムの名称	1. ひとり親医療システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名)	1. 医療助成(ひとり親)システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー	事前	
令和3年5月28日	I-2 特定個人情報ファイル名	(1)ひとり親医療資格ファイル (2)ひとり親医療給付ファイル	(1)母子父子ファイル	事前	
令和3年5月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点	令和3年5月28日 時点	事後	
令和3年5月28日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点	令和3年5月28日 時点	事後	
令和4年10月24日	I-3 法令上の根拠	2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の4の項	2. 番号利用条例第4条第1項 別表第1の3の項	事後	
令和4年10月24日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条8号 2. 番号利用条例第4条第2項 別表第2の8の項	1. 番号法第19条9号 2. 番号利用条例第4条第2項 別表第2の7の項	事後	
令和5年3月30日	I-5-①部署	こども未来部 こども政策課	こども未来部 こども支援課	事前	
令和5年3月30日	I-5-②所属長の役職名	こども政策課長	こども支援課長	事前	
令和5年3月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月24日 時点	令和5年3月30日 時点	事後	
令和5年3月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月24日 時点	令和5年3月30日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-7 請求先	所在地 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地 電話 049-736-1111	所在地 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話 049-736-6244	事前	
令和5年11月30日	I-8 連絡先	所在地 〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地	所在地 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1	事前	